

姫路市立生涯学習大学校

喫茶入店者 募集要項

令和6年4月

姫路市立生涯学習大学校

姫路市立生涯学習大学校喫茶入店者（以下「事業者」という。）の募集を次のとおり実施します。
生涯学習大学校は、18歳以上の社会人に、生涯学習の場を提供し、知識や教養、技能を高めていただき、地域社会の活性化に貢献するための施設です。

1 喫茶の概要

- (1) 所在地 姫路市田寺東二丁目11-1（生涯学習大学校2階部分の一部）
- (2) 面積 厨房：18.54㎡、ホール：112.52㎡
- (3) 付帯設備 電気（一般家庭用）、都市ガス、上水道
- (4) 営業日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月28日から1月3日）及び工事・点検等の臨時休館日を除く開校日
- (5) 営業時間 午前9時から午後4時の範囲で事業者が営業時間を提案してください。
- (6) メニュー 利用者のニーズに合った品揃えで、かつ利用しやすい価格設定にしてください。
- (7) 営業開始時期 令和6年9月2日（月）までに営業を開始してください。
- (8) 施設の利用状況（4月1日現在学生数）

（単位：人）

施設名	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度
生涯学習大学校	1,925	1,957	1,921	1,906	2,261
好古学園大学校	1,593	1,688	1,678	1,671	1,812

※生涯学習大学校の学生は、月に1～4回程度通学しています。

※好古学園大学校の学生は、週に1回程度通学、夏休み等長期休暇期間があります。

2 募集要項の配布等

- (1) 配布期間 令和6年4月10日（水）から5月15日（水）
- (2) 配布方法 生涯学習大学校のホームページからダウンロードしてください。
【ホームページ】<https://www.city.himeji.lg.jp//bousai/0000027282.html>
※生涯学習大学校でも配布しています。
〒670-0081 姫路市田寺東二丁目11-1 生涯学習大学校

3 応募資格等

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- (1) 十分な経営能力か事業経験がなく、自らが営業しない者
- (2) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑥ 破産者で復権を得ないもの
- (3) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者（その事実があった後2年間を経過しないものに限る。）
- ① 姫路市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 姫路市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が姫路市と契約すること又は姫路市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により姫路市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なく、姫路市との契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年間を経過しないものを姫路市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号及び姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日施行）第3条各号の規定に該当する者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- (6) 法人にあつては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がある者。個人にあつては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がある者。
- (7) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は関連法令等に基づく行政処分を受けている者
- (8) 保証人（十分な保証能力を有している者一人）を立てることができない者

4 使用許可期間

営業準備を開始する日（行政財産使用許可日）から令和7年3月31日（当該年度末日）までとします。令和7年4月1日以降、継続して使用するためには1年ごとに申請を行っていただきます。

5 使用許可の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消す可能性があります。

- (1) 使用者が許可条件に違反した場合
- (2) 使用者が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号及び同条第2号に掲げる暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者に該当し、又は該当していたことが判明した場合

- (3) 使用者が使用料の納付を怠った場合
- (4) 正当な理由なく、申込時に提出した経営企画書に沿わない営業を行っているとしが認めた場合
- (5) 公用・公共用に供するため必要とする場合

6 使用料等

(1) 使用料

- ① 月額35,100円(税込) ※基準額のため、変動する場合あり。
- ② 使用料は、姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。
- ③ 使用許可の期間が1月に満たない端数が生じたときは、端数を切り上げて1月とします。

(2) その他必要経費

① 使用電力料金等

占有部分における清掃、電気、ガス、及び上下水道等の経費については全額事業者の負担とします。

② 什器等

イス(中古)48脚・机(中古)12台

※厨房機器・冷蔵庫・食器・容器・運搬用具・ダストボックス等運営に必要な機材は事業者において準備してください。

③ その他必要経費等

営業準備に要する搬入費用、改修費、及び維持管理にかかる一切の費用は事業者の負担とします。

7 営業許可条件

営業許可期間前及び営業許可期間中は、次のことを遵守してください。

なお、姫路市は、許可物件について随時実地調査を行い、その維持使用について指示することがあります。

- ① 事業者は、入店の決定通知を受けると直ちに業務に必要な準備に着手すると共に、行政財産の使用許可を受けて営業を開始できること。
- ② 行政財産使用料及び光熱水費等を姫路市が指定する期限までに確実に納付すること。
- ③ 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出を行うこと。
なお、許認可を受けたときには、速やかに市に許可書等の写しを提出すること。
- ④ 利便施設を営業する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- ⑤ 入店者は、経験・実績のある調理師又は食品衛生責任者を配置すること。
- ⑥ 提供品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、当施設の指示に従うこと。
- ⑦ 酒類及びノンアルコールビール・ビールテイスト飲料の提供はしないこと。
- ⑧ 利便施設内は厨房も含め全て禁煙とすること。
- ⑨ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。

1 1 応募方法等

(1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式第1号）
- ② 喫茶経営企画書（様式は問いません。下記の事項について記載してください。）
 - ア 管理体制
 - イ 人員配置
 - ウ 収支計画
 - エ 出店に向けたスケジュール
 - オ メニュー計画
 - カ 集客の工夫や利用者に向けたサービスなど
- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 食品衛生責任者となることができる有資格者（現場責任者）を配置できることを証明する資格証の写し
- ⑤ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ⑥ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書））
- ⑦ 国税（所得税、法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その3の3）
- ⑧ 姫路市税の納税証明書等
 - ア 本市に納税義務がある場合は納税証明書（業者登録申請用の納税証明書）
 - イ 本市に納税義務がない場合は申立書兼同意書（様式第3号）

注1 提出書類は、全て原本を提出してください。（④を除く）

注2 提出書類は各1部です。

注3 上記⑤、⑥、⑦及び⑧アの各種証明書は、発行後3箇月以内のものに限ります。

(2) 申込先

〒670-0081

姫路市田寺東二丁目11-1 生涯学習大学校

(3) 提出方法及び提出期間

① 提出方法

応募申込書、その他必要書類を持参してください。

② 提出期間

令和6年4月24日（水）から5月15日（水）まで（閉庁日を除く。）

午前9時から午後4時まで

1 2 事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、事業者を決定します。

(2) 事業者の公表等

事業者の決定は、令和6年6月3日（月）の予定です。審査の結果は、結果のいかんにかかわらず文書で通知するとともに姫路市のホームページで決定事業者を公表します。

(3) 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止し、又は延期することがあります。

1 3 使用許可申請の手続

事業者に決定した者は、令和6年6月14日（金）までに次の書類を提出してください。

- (1) 行政財産使用許可申請書（様式第5号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）
- (3) 保証人届出書（様式第7号）
- (4) 保証人の住民票・印鑑証明書・令和5年度（令和4年中）の所得証明書

1 4 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 事業者が応募の資格を失った場合

1 5 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (2) 提出された書類は、利便施設事業者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出された申込関係書類及び利便施設の営業期間中の管理運営に係る各種報告書類は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表に当たっては、個人情報や申込法人の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし内容を判断します。

1 6 問い合わせ先

〒670-0081

姫路市田寺東二丁目11-1

姫路市立生涯学習大学校

電話：079-297-7494

FAX：079-297-6486